

## 供給地点群名

## 高木団地

## 供給地点

## 岩手県花巻市高木 20 地割 200 番地

20-200	—	18~25 の 1. 25 の 2	20-200	—	190~303	
20-200	—	26~34	20-200	—	304 の 1. 304 の 2	
20-200	—	35 の 1. 35 の 2	20-200	—	305~308	
20-200	—	36~63	20-200	—	311~322	
20-200	—	65~82	20-200	—	323 の 1. 323 の 2	
20-200	—	88~126	20-200	—	324~349	
20-200	—	129 の 1. 129 の 2	20-200	—	353~366	
20-200	—	130~172	20-200	—	368	
20-200	—	173 の 1. 173 の 2	20-200	—	377	
20-200	—	174~179	20-200	—	383	
20-200	—	181~188				343 地点

花巻市高木 20 地割 88 番地 237 号 1 地点

## 花巻市高木 20 地割 200 市営住宅

	40 号	~	48 号	9 地点		117 号	~	125 号	9 地点
A棟	101 号	~	104 号	4 地点	A 棟	201 号	~	204 号	4 地点
A棟	301 号	~	304 号	4 地点					
B棟	101 号	~	104 号	4 地点	B 棟	201 号	~	204 号	4 地点
C棟	101 号	~	104 号	4 地点	C 棟	201 号	~	204 号	4 地点
D棟	101 号	~	104 号	4 地点	D 棟	201 号	~	204 号	4 地点
E棟	101 号	~	104 号	4 地点	E 棟	201 号	~	204 号	4 地点
F棟	101 号	~	106 号	6 地点	F 棟	201 号	~	206 号	6 地点

花巻市高木 20 地割 200 高木南市営住宅団地集会所 1 地点

供給地点数 419 地点

ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1. 速動 (正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。)の場合

$$V = \frac{V1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動 (正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。)の場合

$$V = \frac{V1 \times (100 + A)}{100}$$

(備 考)

V は、18(9)の規定により算定する使用量

V1 は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合(パーセント)

## 適用する料金表

## 1. 適用区分

- 料金表 A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表 B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表 C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

## 2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金(税抜)と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金(税抜)又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

### 3. 料金表 A

#### (1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	938.5200 円(税込)
	869.00 円(税抜)

#### (2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	405.5940 円(税込)
	375.55 円(税抜)

#### (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)を基に 23 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

### 4. 料金表 B

#### (1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1370.5200 円(税込)
	1269.00 円(税抜)

#### (2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	351.5940 円(税込)
	325.55 円(税抜)

#### (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)を基に 23 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

### 5. 料金表 C

#### (1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	3151.1268 円(税込)
	2917.71 円(税抜)

#### (2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	292.2372 円(税込)
	270.59 円(税抜)

#### (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)を基に 23 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

## 早収料金の日割計算(1)

早収料金は、次の日割計算後基本料金(税抜)と従量料金の合計といたします。なお、別表第 3 を適用する場合、料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、次の日割計算日数で除した 1 か月換算使用量によります。

### (1) 日割計算後基本料金(税抜)

$$\text{基本料金(税抜)} \times \text{日割計算日数} / 30$$

(備考)

- ① 基本料金(税抜)は、別表第 3 の料金表における基本料金(税抜)
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数。
- ③ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

### (2) 従量料金

別表第 3 の料金表における基準単位料金(税抜)又は 23 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 3 における適用基準と同様といたします。

## 早収料金の日割計算(2)

早収料金は、次の日割計算後基本料金(税抜)と従量料金の合計といたします。なお、別表第 3 を適用する場合、料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、30 から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した 1 か月換算使用量によります。

### (1) 日割計算後基本料金(税抜)

$$\text{基本料金(税抜)} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) / 30$$

(備考)

- ① 基本料金(税抜)は、別表第 3 の料金表における基本料金(税抜)
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。  
ただし、31 日以上の場合は 30
- ③ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

### (2) 従量料金

別表第 3 の料金表における基準単位料金(税抜)又は 23 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 3 における適用基準と同様といたします。

供給ガスの圧力等

当社が供給するガスの圧力等は、次のとおりです。

- |                   |   |                     |             |
|-------------------|---|---------------------|-------------|
| (1) 圧力            | { | 最高圧力                | 3.2 キロパスカル  |
|                   |   | 最低圧力                | 2.2 キロパスカル  |
| (2) 液化石油<br>ガスの成分 | { | プロパン及びプロピレンの合計量の含有率 | 80 パーセント以上  |
|                   |   | エタン及びエチレンの合計量の含有率   | 5 パーセント以下   |
|                   |   | ブタジエンの含有率           | 0.5 パーセント以下 |

# 付 録

1. 当社は、特別の事情がある場合は、ガス事業法第 37 条の 6 の 2 の規定に基づき東北経済産業局長の認可を受けて、簡易ガス供給約款(以下「本供給約款」といいます。)に定める供給条件以外の供給条件(以下「特別供給条件」といいます。)によりガスを供給することがあります。
2. 当社は設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合は、ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項において準用する同法第 17 条第 7 項の規定に基づき東北経済産業局長に届け出て、本供給約款で設定したものと異なる供給条件を設定した約款(以下「選択約款」といいます。)を定めることがあります。  
選択約款は、当社に常備し、お客さまの閲覧の用に供していますので、詳しくは当社にご確認ください。
3. 年間契約数量が 460 立方メートル(100.46 メガジュール換算)以上の需要については、特定ガス大口供給契約の対象となり、当社は、本供給約款に定める供給条件以外の供給条件によりガスを供給することがあります。  
詳しくは、当社にご確認ください。